

## 備 考

- (1) 本表に示すのは、教育職員免許法で定められている最低単位数であり、神戸大学において修得が必要な単位数とは異なる。神戸大学において修得が必要な単位数については、別表4（中学校）及び別表5（高等学校）を確認すること。
- (2) 「日本国憲法」（2単位，「日本国憲法1」，「日本国憲法2」として開講される科目），「体育」（2単位，「健康・スポーツ科学実習基礎」（必修）と，「健康・スポーツ科学実習1」，「健康・スポーツ科学実習2」の両方か「健康・スポーツ科学講義A」のどちらか（選択），「外国語コミュニケーション」（2単位，「数理情報英語A」，「数理情報英語B」，「数理情報英語C」，「数理情報英語D」として開講される科目）及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」（2単位，「情報基礎」，「データサイエンス基礎学」として開講される科目）は、必ず修得しなければならない。
- (3) 中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする場合には、介護等体験が義務づけられている。本学部においては3年次に介護等体験を行う。
- (4) 中学校及び高等学校の一種免許状取得に必要なそれぞれの学校種別の「大学が独自に設定する科目」の履修については、基本的に開講していないため、それぞれの学校種及び教科別の「教科及び教科の指導法に関する科目」等の最低修得単位数を超えて修得した単位をもってあてる。
- (5) 教育実習は、本学部においては原則として4年次に実施する。
- (6) 中学校教諭一種免許状を取得するには、「中等教育事前・事後指導」「中学校教育 実地研究A」「中学校教育実地研究B」の3科目（計5単位）を同一年度において履修する。
- (7) 高校教諭一種免許状を取得するには、「中等教育事前・事後指導」「高校教育実地研究」の2科目（計3単位）を同一年度において履修する。ただし、中学校教諭一種免許状を取得するために履修する3科目により、高等学校教諭一種免許状取得も可能である。